

令和8年度独立行政法人製品評価技術基盤機構調達等合理化計画

令和8年6月19日
製品評価技術基盤機構

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和8年度独立行政法人製品評価技術基盤機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）における令和7年度の契約状況は、表1のとおりであり、契約件数は228件、契約金額は2,873百万円である。そのうち、競争性のある契約は203件（89.0%）、2,607百万円（90.7%）、競争性のない随意契約は25件（11.0%）、266百万円（9.3%）となっている。

また、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号。）に基づく価格転嫁・取引適正化の取組みとして、複数年度にわたる契約において機構から受注者への価格転嫁の要否を確認し、結果1件の価格転嫁を行った。

表1 令和7年度の製品評価技術基盤機構の調達全体像 (単位：件、百万円)

	令和6年度		令和7年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札	(80.8%) 202	(81.4%) 3,140	(88.2%) 201	(90.0%) 2,585	(7.4%) △1	(8.6%) △555
企画競争・公募	(0.8%) 2	(0.2%) 6	(0.9%) 2	(0.8%) 22	(0.1%) 0	(0.6%) 16
競争性のある契約（小計）	(81.6%) 204	(81.6%) 3,146	(89.0%) 203	(90.7%) 2,607	(7.4%) △1	(9.1%) △539
競争性のない随意契約	(18.4%) 46	(18.4%) 710	(11.0%) 25	(9.3%) 266	(△7.4%) △21	(△9.1%) △444
合計	(100%) 250	(100%) 3,856	(100%) 228	(100%) 2,873	(△8.8%) △22	(△25.5%) △983

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（ ）書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。

(注3) 令和7年度企画競争・公募には不落随契1件6百万円を含む。

(2) 機構における令和7年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、契約件数は90件（44.3%）、契約金額は1,405百万円（53.9%）である。

一者応札・応募による契約は、昨年度と比較して件数（97→90）は減少し、金額（1,358百万円→1,405百万円）は増加した。契約件数の減少は、情報システム関連に係る案件で件数が減少したことが主な要因と考えられる。また、契約金額の増加は、契約金額が大きい施設整備費案件の庁舎維持関連が一者応札であったことが要因と考えられる。大阪事業所に関連した工事は、

通常の工事とは異なり、高度な試験設備を伴う施設であることから、より厳格な管理体制を求めており、対応できる事業者が少ないためと考えられる。

表2 令和7年度の製品評価技術基盤機構の一者応札・応募状況 (単位：件、百万円)

		令和6年度	令和7年度	比較増△減
2者以上	件数	107 (52.5%)	113 (55.7%)	4 (3.2%)
	金額	1,789 (56.9%)	1,202 (46.1%)	△587 (△10.8%)
1者応札	件数	97 (47.5%)	90 (44.3%)	△7 (△3.2%)
	金額	1,358 (43.2%)	1,405 (53.9%)	47 (10.7%)
合計	件数	204 (100%)	203 (100%)	△1 (△0.5%)
	金額	3,146 (100%)	2,607 (100%)	△539 (△17.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った件数及び金額である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。

(注4) 令和7年度1者以下には不落随契1件6百万円を含む。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1. の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、引き続き競争性の確保、一者応札・応募の低減に努めることとする。

具体的には、競争入札等により調達する案件について、前年度に引き続き①から⑩の取り組みを実施する。

<前年度に引き続き実施する取り組み>

- ① 十分な公告期間の確保
- ② 入札参加制限の緩和
- ③ 全ての役務契約について入札説明会を実施
- ④ 仕様書マニュアルを活用した仕様書作成
- ⑤ Web会議による入札説明会の実施
- ⑥ 入札説明書（仕様書等）のオンラインによる配布
- ⑦ 調達予定情報のホームページ掲載
- ⑧ 調達予定情報から入札情報公開システムへのリンク掲載
- ⑨ 電子入札システムを活用した入札機会の拡大
- ⑩ 電子入札システムへの登録事業者数の拡大

【公告から適合証明書等又は入札書提出期限までの期間を平均で25日以上確保する。】

【令和8年度に契約する予定情報の充実を図り、80件以上を公告前に公表する。】

また、官公需における価格転嫁等の取引適正化の強化に向けて、近年の物価上昇や最低賃金の上昇、エネルギー代金の値上がり等を考慮し、必要な予算の確保や期中改訂への対応など適切な対応を行う。

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

- (1) 新たな随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に機構内に設置されている契約審

査委員会（総括責任者は法人共通分野担当理事）において、契約規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとする。

ただし、人命に関わる重大な製品事故等に係る試験・分析・検査等を緊急に行う必要がある場合等、止むを得ないと認められる場合には、事後的に報告を行うことができるものとする。

【契約審査委員会において、光熱水料等長期継続契約を除く全ての随意契約を審査する。】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取り組み

機構では、平成 27 年度から継続して「契約適正化推進月間」を設け、重点的に職員に対して契約制度及び適切な契約事務執行を周知すると共に、職員研修、役職員を対象とした調達手続に係る e-ラーニング及び会計担当者会議等を通じて周知を行った。

令和 8 年度は、昨年度に引き続き、調達手続きに係る基本的な知識及び承認者が確認すべきポイントなどの知識等について、役職員を対象とした調達手続きに係る e-ラーニングを通じて習得する。また、契約適正化推進月間、職員研修・会計担当者会議等において契約制度及び適切な契約事務執行を周知する。

【契約適正化推進月間（1 回以上）、職員研修（2 回以上（役職員を対象とした e-ラーニングを含む）、会計担当者会議等（1 回以上）実施】

(3) 適正な検収の徹底

検収は、指名されている検査職員が契約書等に基づき確実にを行い、契約金額が 200 万円を超える案件については 2 名の検査職員にて実施する。また、高度な知識を要する案件については専門家等を活用し、適正な検収の徹底を図る。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を経済産業大臣に報告し評価を受ける。経済産業大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、法人共通分野担当理事を総括責任者とする契約審査委員会において、調達等合理化に取り組むものとする。

- ・ 総括責任者：理事（法人共通分野担当）
- ・ 委員長：経営企画部長
- ・ 副委員長：経営企画部次長（会計担当）
- ・ 委員：情報統括課長、リスクマネジメント推進統括官、経営企画課長、財務・会計課長、各部門計画課長等

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（随意契約、2 か年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組みの追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以上